

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2012年11月）傍聴  
日 時： 2012年11月19日（月）～11月21日（水）  
場 所： ロンドン IASB本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 宮林 明弘

## IASB 会議（2012年11月）傍聴報告

日時：2012年11月19日（月）～11月21日（水）

＜当該日程の3日間とも一部に FASB との合同会議あり＞

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

### 【11月19日（月）】

#### 賦課金：教育セッション（IASB 単独）

IASB はこの教育セッションで、特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す賦課金の会計処理に関する解釈指針案についての IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）での議論の報告を受けた。当該解釈指針案は2012年5月に公表され、2012年9月5日にコメント期間が終了している。そして、解釈指針委員会は、2012年11月の会議で、解釈指針案に寄せられたコメントに対する議論を開始した。

当該教育セッションにおいて、解釈指針案に寄せられた賛否両論の意見がIASBに伝えられた。解釈指針案に対する回答者のほぼ全員が、この案はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の正しい分析であるということに同意していた。しかし、約半数の回答者が、提案された会計処理がもたらす結果に反対した。取引の実態を反映しないので財務諸表の利用者にとって有用な情報とならないという理由である。特に懸念が示されたのは、支払われる賦課金の費用と負債を期末の一時点で認識することが解釈指針案で要求される状況に関してであった。そのような状況においては、企業はそれ以前の期中報告期間において賦課金費用を計上できないことになる。

一部のIASBメンバーは、解釈指針案の範囲内の賦課金についての期中報告の問題を解釈指針委員会が扱うことへの支持を表明した。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

#### 金融商品 減損：教育セッション（IASB 単独）

IASB は、提案されたIASB減損モデルの議論を継続するために単独で教育セッションを開催した。

主に、残存期間全体の損失を認識するための要件、要件を評価するための方法、簡素なアプローチが適用される際の開示、が議論された。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

#### 収益認識（IASB と FASB 合同）

IASBとFASB（以下「両審議会」という）は、改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」（2011年ED）に関する再審議として、今月は以下の3つのテーマについて議論をした。

- 認識する収益の累計額の制限
- 回収可能性
- 適用指針：ライセンス

なお、これらの3つのテーマはいずれも2011年EDの再審議項目として既に2012年7月ないし9月の合同審議で一旦取り上げられたが、そこでは暫定決定に至らなかったため、再度今回取り上げられたテーマであった。

## 1. 認識する収益の累計額の制限（以下「制限」という）

### ① 要求事項の適用

〈制限の目的〉

両審議会は、収益認識に対する制限の目的は、変動対価の場合において企業が権利を得た金額の見積りにより収益を認識する際に、当該見積りの事後的な変動から生じるかもしれない重大な収益の戻入れ（つまり、下方修正）が必要とならないような金額で収益を認識することであり、これを収益基準に記載することを暫定決定した。企業はこの目的を事後的な事象と状況の変化に応じて再評価しなければならない。

両審議会は、企業が認識する収益が重大な戻入れを必要としないであろうという評価を裏付ける十分な経験又は証拠を有していれば、企業は当該目的を達成することになるであろうということを、暫定合意した。両審議会は、また、当該評価は定性的なものであり、企業は不確実な将来の事象から生じる収益の戻入れのリスク、及び仮にそのような不確実な事象が生じた場合の戻入れの程度 of 両方に関連する全ての事象及び状況を検討する必要があるということを暫定決定した。なお、両審議会は収益を認識するために必要となる確信の程度については定義しなかった（IASBとFASBのスタッフ提案としては、重大な戻入れについて「合理的に見込まれない（not reasonably expect）」という程度を示す用語があったが、両審議会での議論の結果、当該用語は使われないことになった。）。ただし、両審議会は、企業が変動対価に対する収益を認識するためには、比較的高い確信の程度が必要とされることになるという意向を示した。

〈制限の目的に合致しているかの判断について〉

両審議会はまた、当該目的に合致しているか否かの判断をするために考えられる2つのアプローチ（指標アプローチと要件アプローチ）について議論をした。議論の結果、変動対価について、見積りに基づいた収益認識をするか否かの評価を助けるために、2011年EDの82項の指標を維持することを暫定決定した（但し、当該指標の改善と明確化の要望があった）（IASB:14名賛成、FASB:全員賛成）。

## ② 制限の場所（ステップ3又はステップ5）

両審議会は、認識する収益の制限は次のどちらの場所で適用されるべきかについて、議論をした。

- 企業が履行義務を充足した際に認識する収益の累計額に対する制限（ステップ5）
- 取引価格に対する制限（ステップ3）（これは2010年の公開草案において提案されていた制限の場所である。）

制限はステップ3にあった方が、理解がしやすいなどの意見があった。結果として、制限の場所は、収益認識の金額又はタイミングに影響を及ぼさないであろうという前提で、収益基準の草稿の過程において意図しない帰結に至ってしまう事が明らかにならない限り、両審議会は、ステップ3に移動することを暫定決定した（IASB:14名賛成、FASB:全員賛成）。

## 2. 回収可能性

両審議会は、顧客との契約の会計処理において、顧客の信用リスクに対処するために可能なアプローチを検討した。以下の表のアプローチ1からアプローチ4はIASBとFASBスタッフが両審議会の検討のために提示したものである。

アプローチ	説明	収益認識の閾値	認識した減損の表示：			
			顧客との契約		貸付金（※）	表示
			重要な財務要素なし	重要な財務要素あり		
1	表示－ 2011年ED提案 （括弧書きはスタッフによる修正）	なし	（収益の一部として） 収益に隣接	費用	費用	表示
②	表示－ 費用科目としての個別掲記	なし	費用	費用	費用	表示
3	表示－ 全ての減損損失を収益に隣接して表示する	なし	（収益の一部として） 収益に隣接	（収益の一部として） 収益に隣接	費用	表示
4	回収可能性の閾値	あり	費用	費用	費用	表示又は開示

網掛けのセルはアプローチ1と異なるエリアを強調している。

※貸付金は収益プロジェクトの範囲ではないが、比較のために掲載している。

両審議会は、検討の結果アプローチ2を採用することにした。具体的には以下の事項を暫定決定した（IASB:12名賛成、FASB:4名賛成）。

重要な財務要素を伴わない顧客との契約の会計処理

- a. 取引価格、すなわち収益は、企業が権利を得る金額である（つまり、顧客の信用リスクにより調整されない金額で、認識される収益は回収可能性の閾値の対象とはならない）という2011年EDにおける提案を再確認すること
- b. 顧客との契約から生じる、対応する全ての減損損失（それぞれの金融商品会計基準に従い、当初及び事後に認識される）を、包括利益計算書において費用として区分して表示すること

重要な財務要素を伴う顧客との契約の会計処理

2011年EDにおける提案を、暫定的に再確認すること

**3. 適用指針：ライセンス**

両審議会は、企業が顧客に対し企業の知的財産を使用する権利を付与するライセンス契約に対する、2011年EDにおける適用指針の改善について議論した。IASBとFASBのスタッフは当該議論のために、以下の3つの見解を両審議会に提示した。

	見解 A (2011年EDの提案)	見解 B	見解 C
企業のライセンスにおける約束の性質は、右記を提供することである。	権利	特定の指標を満たす場合は権利、その他の場合は、企業の知的財産へのアクセス	ライセンス契約条項が顧客に知的財産の支配を移転する場合（その場合は、企業が実質的に知的財産を売却したことになる）を除き、企業の知的財産へのアクセス。

議論の結果、両審議会は見解Bを採用すること、つまり、一部のライセンス契約は権利を移転するという約束を表し、一方でその他のライセンス契約は企業の知的財産へのアクセスを提供する約束を表すという結論に暫定的に達した。また、これら2種類のライセンスを区別するために、企業は収益認識モデルをライセンス契約に適用する前に、ライセンスに関する約束の性質を評価しなければならないことを暫定合意した。

ライセンスにおける約束の性質の判断に際して、両審議会はライセンスの特徴を検討しなければならないことを暫定決定した。両審議会は又、ライセンスにおける次のような特徴が権利を提供する約束を表すかもしれないということを暫定決定した（IASB:14名賛成、FASB:全員賛成）。

- a. ライセンスという形態で顧客に移転された権利は、有形財と同様に、企業の知的財産のアウトプットを表す。
- b. ライセンスは、企業の知的財産の価値にほとんど又は全く影響を与えることなく、企

業によって容易に複製することができる。

- c. 顧客が当該権利をどのように、いつ使うのか（つまり、資産からの便益を消費する時点）を決定することができ、又、顧客はこれらの便益を消費することができるために、企業からの追加的な履行を要求する必要が無い。

このような特徴が存在しない場合、ライセンスは、企業の知的財産にアクセスするサービスを提供する約束を表すことになる。そのような場合、顧客は（ライセンスの条件により定義される）知的財産の一部のみを使用する権利を得ており、その一部分は残存する知的財産に密接に関係している。このライセンスにおける約束の性質の評価は重要である。なぜなら、ライセンスが区別できる場合に、この約束の性質の評価は、ライセンスが一時点で充足される履行義務（つまり、ライセンスが権利を移転する約束である場合）と、一定期間で充足される履行義務（つまり、ライセンスが企業の知的財産へのアクセスを提供する約束である場合）のどちらであるのかということに影響を与えることになるからである。

両審議会は又、ライセンス契約への、モデルの他の部分の適用に関して明確化を行う事を暫定決定した（IASB:全員賛成、FASB:全員賛成）。特に、両審議会は、ライセンスに関連する約束の性質を判断した後、企業は次のような点を評価することになることに留意した。

- a. 企業がライセンスに加えその他の財又はサービスを移転する約束をしたかどうか、もししたのであれば、ライセンスはその他の財又はサービスと区別できるかどうか。
- b. ライセンス、財及びサービス、又はこれらの約束の束が顧客に移転されるタイミング（つまり、別個の履行義務が、一定期間、又は一時点のどちらで充足されるのか）
- c. 認識される収益の累計額が制限の対象となるかどうか。

## 【11月20日（火）】

### 概念フレームワーク：教育セッション（IASB 単独）

IASB は、2010年に中断される前の概念フレームワークに関する取り組みについて教育セッションを行った。中断される前までは、8つのフェーズに分けて作業をしていたこと、及び、各フェーズの進捗状況などが説明され、それに基づき議論がされた。また、今後の概念的なスケジュールについても議論がなされた。

IASB はさらに、概念フレームワークの報告企業の章に関する論点を議論した。報告企業の章は2008年5月に討議資料が、また、2010年3月に公開草案が公表されており、当該公開草案のコメントも受領済みである。当該教育セッションでは、これら討議資料、公開草案、及び公開草案へのフィードバックについて説明がされ、それに基づき議論がなされた。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

### 金融商品 減損：教育セッション（IASB と FASB 合同）

IASB と FASB は、FASB が提案した現在予想信用損失減損モデルについての合同教育セッションを開催した。FASB が当該モデルについて説明をした後、IASB と FASB の間で議論がなされた。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

### 保険契約（IASB と FASB の合同）

両審議会は、ミラーリングの対象ではないが資産のリターンの影響を受けるキャッシュ・フローに係る割引率について議論した。

両審議会は、ミラーリングの適用対象ではないものの資産のリターンの影響を受ける保険契約（例えば、ユニバーサル・ライフ契約）のキャッシュ・フローについて、キャッシュ・フローの特性を反映する割引率は、見積キャッシュ・フローが当該資産からのリターンの影響を受ける程度を反映しなければならないことを明確化することを暫定的に決定した（IASB:12名賛成、FASB:全員賛成）。これは、以下に該当するか否か関わらず、当てはまる。

- ▶ 資産の予想リターンからの移転が、保険者が裁量権を行使した結果である
- ▶ 特定の資産を保険者が保有していない

また、両審議会は、保険契約負債の測定に使用するキャッシュ・フローの予想を変更した場合（つまり、契約者配当利回りの予想を変更した場合）、保険者は、ミラーリングの対象ではないが資産のリターンの影響を受ける保険契約の当該キャッシュ・フローに係る利息費用を表示するために使用するロックイン割引率を再設定すべきであると暫定的に決定した（IASB:14名賛成、FASB:全員賛成）。

### 金融商品 相殺に関するアップデート（IASB 単独）

2011年12月に、両審議会は、収斂した開示要求を公表した（IASBは「開示—金融資産と金融負債の相殺」（IFRS第7号の修正）、FASBは更新書2011-11）。これらの要求事項は、2013年1月1日に発効する。

FASBは、利害関係者からフィードバックを受け取った結果、2012年10月31日に、関連する開示要求の適用範囲を修正することを暫定的に決定した。当該暫定決定により、適用範囲は、デリバティブ、証券貸借取引などに限定されることになり、例えば売掛金及び買掛金は当該開示の適用対象外になった。

本セッションの目的は、相殺の開示要求に関する FASB が最近行った暫定的な決定について、IASB に説明することであった。

本セッションは単なる情報目的のものであり、何も決定事項はなかった。

### **デュー・プロセス・ドキュメント（IASB 単独）**

本セッションで IASB スタッフは、以下の 2 つの公開草案の公表に向けて IASB がこれまでに取り組んだデュー・プロセスについて説明をした。

- 投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の資産の売却又は拠出の会計処理（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案）
- 共同支配事業に対する持分の取得（IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案）

IASB スタッフは、該当するデュー・プロセス・ステップが完了したと述べ、IASB メンバー全員が、これまでのところデュー・プロセス要件に準拠していることに同意した。

### **【11月21日（水）】**

#### **金融安定理事会の開示強化作業部会に関するアップデート（IASB 単独）**

2012年5月に、開示強化作業部会（EDTF）が、銀行のリスク開示の質を改善する方法を検討するため金融安定化理事会（FSB）（IASB は FSB の総会のメンバーとなっている）の主導で結成された。そして 2012年10月に、FSB は EDTF のレポートの公表を発表した。当該レポートは、銀行が投資家に提供する情報の透明性、比較可能性及び適時性を高めることを目的とした 7 つの基礎的な原則と 32 の提案を含んでいる。

本セッションでは、EDTF の共同議長である Russell Picot 氏と金融安定理事会の Jerry Edwards 氏が、IASB メンバーへの情報提供のために、当該レポートの要旨を説明した。

#### **保険契約（IASB 単独）**

IASB は、表示及び開示要求並びに将来のフィールドワークのアプローチ案について議論した。

<表示要求>

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- 企業は、すべての保険契約に係るすべての権利及び義務を、財政状態計算書に純額で表示すべきである（IASB：全員賛成）。



- 企業は、保険契約と再保険契約について別個の科目を財政状態計算書に表示することを要求されるべきである（IASB：14名賛成）。
- IAS第1号「財務諸表の表示」の一般的な要求事項は、保険契約に関する包括利益計算書に係る表示の要求事項を十分に明示している（IASB：14名賛成）。

<開示要求>

有配当契約に係る開示要求

IASBは、基礎となる項目に契約上リンクするキャッシュ・フローを有する契約について、保険者が次の事項を開示すべきであることを暫定的に決定した（IASB：全員賛成）。

- a. 当該保険契約の帳簿価額
- b. 保険者が当該契約を公正価値以外のベースで測定し、基礎となる資産の公正価値を開示している場合には、当該基礎となる資産の公正価値と帳簿価額との差額が保険契約者に移転される範囲

包括利益計算書での既経過保険料表示に係る開示要求

IASBは、すべての保険契約について、保険契約負債及び保険契約資産の合計帳簿価額の期首と期末の残高の調整表を、次の事項に区分して開示すべきであると暫定的に決定した（IASB：全員賛成）。

- a. 残余のカバーに係る負債の残高。ただし、当初認識時の損失に起因する金額を除いた金額（保険料配分アプローチの場合、これは未経過保険料である）
- b. 残余のカバーに係る負債のうち、次の事項に起因する金額
  - i. 当初認識時の損失
  - ii. 純損益に直ちに認識された事後の見積り変更（保険料配分アプローチの場合、これは不利な契約に係る追加的な負債である）
- c. 発生保険金に係る負債

IASBは、ビルディング・ブロック・アプローチを用いて会計処理する契約について、保険者は、保険契約収益を、当期の収益の測定値に対するインプットごとに分解すべきであると暫定的に決定した（IASB：13名賛成）。

例えば、保険者は次の事項を開示すべきである。

- a. 当期に発生すると予想した保険金、給付金及び費用の確率加重平均値
- b. 予想新契約費の配分額
- c. 当期のカバーに関するリスク・マージン
- d. 当期に配分されたマージン

IASBは、ビルディング・ブロック・アプローチを用いて会計処理する契約について、保険者は、当期に引き受けた保険契約が保険契約負債に与える影響を、次の事項に区分して開示すべきであると暫定的に決定した（IASB：9名賛成）。

- a. 将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値（新契約費の金額は区分して示す）
- b. 将来キャッシュ・インフローの期待現在価値
- c. リスク調整
- d. 残余マージン

IASBは、保険者は受取保険料から収益への調整表を開示すべきと暫定的に決定した。

#### 移行に係る開示要求

IASBは、新たな保険契約基準が最初に適用される期において、IFRS第4号「保険契約」の従来の会計方針に従ったとしたならば報告したであろう当期及び過去の期間の表示科目の金額の開示は、要求すべきではないと暫定的に決定した（IASB：全員賛成）。

#### <フィールドワークの計画案>

IASBは、作成者との3回目のフィールドワークの計画案を検討した。さらに、IASBは、財務諸表利用者とのフィールドワークの計画案も検討した。具体的には、IASBは、保険契約の提案の再公開の一部として実施されるフィールドワークの次のような目的について議論した。

- a. 再公開の質問対象の提案が、実務上どのように適用されるかを理解する
- b. 再公開の質問対象の提案についてのコストと便益を評価する
- c. 提案するアプローチが、保険者とその財務諸表の利用者とのコミュニケーションにどのように役立つかを評価する

IASBスタッフは、次のことを行う意図があることを説明した。

- a. 過去のフィールド・テストへの参加者に参加を要請する。加えて、新しい参加者、特に以前に参加していなかった地域からの参加者を募集する。
- b. フィールドワークの実施にあたって基準設定主体及び地域団体との協働を進める。
- c. フィールドワークの質問表及びその他の資料を、近く公表される再公開草案の完成時に作成し、コメント期間中に企業とのフィールドワークを実施できるようにする。
- d. 結果の予備的な分析を、コメントレーター分析及びアウトリーチ活動の期間に受領した意見と同時に提供する。フィールドワークの結果は、コメントレーターの意見とともに、近く公表される再公開草案の提案をIASBが再審議する際に考慮に入れる。

フィールドワークの計画案に関しては、何も決定事項はなかった。

#### **金融商品 減損（IASB単独）**

2012年10月にIASBスタッフは、3バケット減損モデルについての最近のアウトリーチで得たフィードバックの要約を提示した。アナリストを含むアウトリーチの参加者の過半数が、信用度が悪化した資産と悪化していない資産とを区別する減損モデルを支持した。しかしながら、残存期間全体の損失をいつ測定するかということを決定する要件と、その

要件をリテール・ローンに対してはどのように適用するかについての、一層の明確化が要請された。さらに、12 か月と残存期間全体の予想損失とを区分することで得られる情報からの便益は、当該情報の入手のコストと複雑性を上回らないであろうとの指摘した者もいた。本セッションのために、IASB は IASB スタッフに対して、それらの懸念に対処する方法を検討することを依頼し、また、補足文書へのフィードバックを要約したペーパーを、IASB が 3 バケットモデルを支持する中で当該アプローチを否定した理由の再確認として、用意することを依頼した。

このセッションで IASB は、3 バケットモデルにおいて残存期間全体の予想損失を認識する規準の明確化について議論した。議論の結果、IASB は、要求事項を簡素化して要件を 1 つだけにすることを暫定的に決定した。すなわち、企業は当初認識時以降に（資産の期間と当初の信用の質を考慮した上で）重要な信用度の悪化があった場合に残存期間全体の予想損失を認識すべきである。重要な悪化の 1 つの例は、当初認識時以降に信用リスクが増大したことにより金融資産が異なる形で価格付けされる場合などである。

信用度が高い資産について信用リスクの悪化の評価を行うことの複雑性とコストを軽減するため、IASB は、信用度の高い資産については、残存期間全体の予想損失を認識するのは「投資適格」を下回るような悪化の場合とすることも暫定的に決定した。

IASB はまた、考慮すべき情報のタイプを含め、その要件をどのように評価するかについての指針を提供することに同意した。IASB は既に、企業が過度なコストと労力なしに利用可能な最善の情報を使用すべきということを暫定決定している。この決定を補足するために、IASB は、以下の事項も暫定的に決定した。

- a. 企業が要求事項を適用する際に考慮する借手固有の情報には、延滞情報が含まれる。また、資産が 30 日延滞していれば残存期間全体の予想損失の認識の要件に該当するという反証可能な推定を、その推定が反証された場合の開示とともに盛り込む。
- b. 企業は、残存期間全体の予想損失の要件の評価に、12 か月のデフォルト確率を使用することができる。ただし、残存期間全体のデフォルト確率を使用した場合には同じ結果にならないことを示唆する情報がある場合（損失カーブが異常な場合など）を除く。

2012 年 7 月に IASB により、開示要求の非金融機関への影響を考慮するように要請されたことに対応して、IASB スタッフは、3 バケットモデルを売掛債権及びリース債権について簡素化したアプローチを適用する企業にとって、開示に関する現在の決定が適用可能かどうかについての分析を提示した。

IASB は、それらの開示は一般的に適用可能だと考えたものの、簡素なアプローチを適用する企業について以下を暫定的に決定した。

- a. リスク特性の開示の基礎として、引当マトリックスを用いることができる。
- b. 条件変更の開示は、30 日超延滞となっている資産に限定すべきである。

- c. リース債権については、リースのプロジェクトの決定事項と重複するため、以下の事項は要求しない。
- i. リース債権の帳簿価額総額の調整表
  - ii. 担保の開示の一部としてのリース資産の定性的説明の開示

IASB は、これらの明確化を行った上で、3 バケットモデルを進めていくことを暫定的に決定した（IASB：全員賛成）。また、IASB は、提案された3 バケットモデルの開発に関する技術的な議論を完了したことに留意した。

IASB は、3 バケットモデルの公開草案を2013年第1四半期に公表する予定である。

以 上

付録 スケジュール

11月19日（月）

時間	アジェンダ項目
12:45～13:00	賦課金：教育セッション（IASB 単独）
13:00～14:00	金融商品 減損：教育セッション（IASB 単独）
14:00～16:45	収益認識（IASB/FASB 合同）
16:45～17:00	休憩
17:00～18:30	収益認識（IASB/FASB 合同）

11月20日（火）

11:00～12:30	概念フレームワーク：教育セッション（IASB 単独）
12:30～13:30	昼休み
13:30～15:30	減損：教育セッション（IASB/FASB 合同）
15:30～15:45	休憩
15:45～17:15	保険契約（IASB/FASB 合同）
17:15～17:30	金融商品 相殺に関するアップデート（IASB 単独）
17:30～17:45	デュー・プロセス・ドキュメント（IASB 単独）

11月21日（水）

11:00～12:00	金融安定理事会の開示強化作業部会に関するアップデート（IASB 単独）
12:00～13:00	昼休み
13:00～14:30	保険契約（IASB 単独）
14:30～14:45	休憩
14:45～16:45	金融商品 減損（IASB 単独）